

知夫村男女共同参画計画

平成24年3月

島根県知夫村

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の構成	2
5. 計画の理念及び体系	3
第2章 基本計画	4
1. 男女共同参画の推進に向けた意識づくり	4
(1) 個人の尊厳の確立と人権侵害行為の根絶	4
(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	5
(3) 情報化、国際化に対応した男女共同参画の推進	6
2. 男女共同参画を推進する家庭・職場・地域の環境づくり	7
(1) 家庭生活と他の活動との両立支援	7
(2) 仕事と生活の調和した就労環境の整備促進	8
(3) 高齢者の社会参画支援及び快適な定住環境の構築	9
3. 男女共同参画を支える男女の心身の健康づくり	10
(1) 生涯にわたる男女の健康の保持増進	10
(2) 誰もが安心して心豊かに暮らせる地域生活支援	12
4. 男女共同参画による村づくり	14
(1) 政策等の立案及び決定過程での男女共同参画の推進	14
(2) 社会における制度又は慣行についての配慮	15
第3章 計画の推進	16
1. 庁内推進体制の整備	16
2. 情報共有及び官民連携	16
3. 住民との協働	16
参考資料	17

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

男女共同参画社会の形成は国の21世紀の最重要課題として位置づけられ、国際的協調のもとに国際社会の様々な取組みと連動し、平成11年には男女共同参画社会基本法が施行された。政府は、この法律に基づく基本計画づくりを進め、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す男女共同参画基本計画を平成12年に策定し、平成22年には第3次の計画として改定された。この間、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応した男女共同参画関連の法制度の整備が進み、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成に向けた取組みが積極的になされている。

鳥根県においても、国内外の動向に対応して、平成13年に鳥根県男女共同参画計画を策定し、平成14年には鳥根県男女共同参画推進条例を施行して、男女共同参画の推進に意欲的に取り組んでいるところである。

離島という特殊な地理的環境におかれた本村においては、過疎・少子高齢化が著しく進展し、高齢化率45%と全国の30年先をいく超高齢社会の人口構造を抱え、更にはライフスタイルや価値観、家族形態の多様化など村民の意識や社会環境の急速な変化のなかで、従来の社会システムでは十分に対応できなくなってきた。

こうした状況で、本村においても平成23年に第5次の総合振興計画を策定し、「活力ある住みよい島・知夫村」を目指した村づくりが進められているところである。

村の将来を展望するにあたっては、人口の減少、地域活力の低下、閉塞感の広がりと言った負の連鎖を意識の上で断ち切り、村行政はもとより、本村で暮らす男女一人ひとりが地域経営的感覚とサバイバル自立精神をもって、自ら新たな時代を切り開くと言う気構えと創造的な視点を強く持つことが何よりも大事である。そのためには、男女がお互いの生き方や多様な考え方を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を自分らしく発揮し、共に責任を担う社会の実現が求められている。

こうしたことから、男女共同参画社会の形成は、村づくりを進めていく上で欠かすことのできない極めて重要な課題と戦略視点であり、さらに積極的にその推進を図らなければならない。

この計画は、男女共同参画社会基本法及び県の男女共同参画推進条例における基本理念を尊重し、村の現状と国・県の動向を踏まえながら、様々な分野における男女共同参画に向けた取組みの指針として策定するものである。

2. 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、同法に基づいて策定された国の「男女共同参画計画」及び鳥根県の「鳥根県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものである。

また、この計画は、「活力ある住みよい島 知夫村」の実現に向けて、行政はもとより、本村の地域住民、学校、職場などあらゆる分野における男女共同参画に向けた取り組みの指針とするものである。

3. 計画の期間

この計画の期間を平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間とし、社会の変化や計画の推移状況により修正が必要な場合は、随時、計画の見直しを行う。

4. 計画の構成

（1）基本計画

本村における男女共同参画を推進する上での理念や目標を体系的に示し、課題や視点を明らかにしながら、基本的な施策とこれらを計画的かつ総合的に推進するための方策を定めたもので、実施計画の方向性を示したものである。

（2）実施計画（別に定められる）

この計画に示した諸施策を年度毎に具体化し、予算編成や事務事業の執行の具体的な指針となる実施計画は、社会情勢や行財政状況その他の事情を考慮して修正等が図られるため、この計画とは別に定めるものとする。実施計画の計画期間は概ね3か年とし、毎年見直しを行うローリング方式を採用する。

5. 計画の理念及び体系

むらづくりの
基本理念

活力ある住みよい島・知夫村

生き残りと自立促進を
追求する村

村民が生きがいと活力を
生み共有する村

男女共同参画社会
本村が目指す

あらゆる男女が
安心して心豊かに
暮らせる社会

男女ともに
仕事と生活の調和した
活力ある社会

男女ともに
多様な個性と能力を
発揮できる社会

基本目標

重点目標

- | | | |
|-------------------|--|--|
| 基本計画における
施策の大綱 | 1. 男女共同参画
の推進に向けた
意識づくり | (1) 個人の尊厳の確立と人権侵害行為の根絶
(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
(3) 情報化、国際化に対応した男女共同参画の推進 |
| | 2. 男女共同参画
を推進する家庭・
職場・地域の
環境づくり | (1) 家庭生活と他の活動との両立支援
(2) 仕事と生活の調和した就労環境の整備促進
(3) 高齢者の社会参画支援及び快適な定住環境の構築 |
| | 3. 男女共同参画
を支える
男女の心身の
健康づくり | (1) 生涯にわたる男女の健康の保持増進
(2) 誰もが安心して心豊かに暮らせる地域生活支援 |
| | 4. 男女共同参画
による
村づくり | (1) 政策等の立案及び決定過程での男女共同参画の推進
(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 |

第2章 基本計画

1. 男女共同参画の推進に向けた意識づくり

(1) 個人の尊厳の確立と人権侵害行為の根絶

男女共同参画社会の基礎となる理念は、人権の尊重であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めていく上では、人権侵害となる暴力の根絶は、社会全体で最優先に取り組まなければならない大きな課題である。

特に、子ども、高齢者、障がい者等への虐待、配偶者や交際相手等からの様々な形態での暴力、差別意識や権力関係を背景とした執拗なハラスメント行為は、いずれも個人の尊厳を損なう重大な人権侵害である。しかし、暴力の形態や被害者の属性、事案の内容等から行政や支援機関等に相談がしづらく潜在化しがちであって、実態の把握や問題解決を困難にさせていることが多い。

被害者の救済や支援にあたっては、それぞれ異なる背景事情、関係性や影響を有していることから様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する必要がある、相談支援体制の充実が求められる。

また、幼少期から人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、暴力を許さないという社会的気運の醸成の観点からの意識啓発や、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・学習の充実など幅広い取組みを総合的に推進することも重要である。

【主な施策】

- 配偶者等からの暴力の防止、セクシュアル・ハラスメントの防止、及び育児・介護等における虐待の防止に向けて、家庭や職場などあらゆる場での広報啓発に努める。
- 知夫村保健センターにおける専門スタッフの確保や相談・カウンセリング対策の充実を図り、誰でも安心して相談しやすい体制づくりをしていく。
- 地域との協働を通じて、被害の潜在化防止や被害者の自立支援に努め、関係機関と連携して被害者の適切な保護を図る。
- 学校教育、社会教育における人権学習や講演会・研修会の実施等を通じて、子どもの頃から人権尊重の理念に対する理解を深め、実践的な態度や行動力を向上させる。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女が一人ひとりの個性と能力を認め、互いに異なる個と性を尊重しつつ、自立する精神を育むことは、男女共同参画社会の基礎となる。個人の意識や価値観は乳幼児期から、家庭、地域、乳幼児教育、学校教育などの様々な場所で、周りの人たちの影響を受けながら培われていくため、次世代を担う子どもたちの教育は重要な課題となる。

教育行政の推進にあたっては、小中併設校としての利点や子ども一人ひとりの個性を把握できる小規模校ならではの特色を最大限に生かしながら、学校、家庭、地域社会が密接な関連と協力のもとに、全教育課程を通じて、一人の人間としてお互いの個性を尊重し、理解しあい、協力することにより、「生きる力」と「豊かな心」を育み、知・徳・体の調和のとれた子どもの発達を促すことが重要である。

社会教育においても、人権の尊重や男女共生について男女が共に学ぶ場や意見交換する場を創出することによって、男女の相互理解を推進していくことが重要であることから、多様な学習と交流の機会を提供する生涯学習の充実が求められる。村民が、男女共同参画社会のあり方についての理解を深め、自ら実践することで男女共に多様で主体的な生き方を選択できるように、各世代に即した生涯学習やスポーツ活動、文化・芸術表現活動等の学習機会の向上を図ることが課題である。

【主な施策】

- 保育所との連携教育も視野に入れ、小中学校併設校として「小中提携・一貫教育」を今まで以上に推進し、少人数学級の利点を生かして「個」に応じた教育を行う。
- 学校、家庭、地域が連携して人権尊重の理念に対する理解を深め、人権侵害を許さない意識づくりや暴力を伴わない人間関係を構築するための教育・学習を充実する。
- 社会生活に必要な家事・子育て・介護・ボランティア等の体験学習や交流学習、郷土学習を総合的に推進し、男女共同参画の視点に基づく教育の充実を図る。
- 氾濫する情報から主体的に読み解くメディアリテラシーの向上と併せて、思春期の性別や心と身体のバランスに配慮し、子どもの発達段階に応じた適切な性に関する教育の実施や生活習慣病予防のための食育等の多様な取組みを推進していく。
- スタッフの確保や教育支援ボランティアの活用を図り、生涯学習事業の充実と村民の参加意欲の向上に努める。
- 村民一人ひとりが積極的に生涯学習やスポーツ、芸術、文化活動に取り組めるよう、図書館等の拠点整備や公民館事業の充実を推進する。

(3) 情報化、国際化に対応した男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現は、国際社会における様々な取組みと密接な関係を有しており、これまでも世界女性会議の北京綱領、女性2000年会議など、さまざまな取組みと密接に関係しながら進められており、国際的な議論の流れや様々な取組みのなかで、平等概念自体や平等権についての規範的意味も変化しつつある。

現在、欧米諸国においては、男女の事実上の平等を促進することを目的として、政治、行政、経済分野における意思決定機関の構成員につき、男女混成と一定の性比割合の達成することを法的に義務付けるなどの強制力を伴う手法の導入や、男女の政治参画平等を促進する条項を追加する憲法改正等を背景に、政策・方針決定過程において指導的立場にある者の女性割合が比率が確実に向上してきている。

このような状況で、国連の女子差別撤廃委員会の勧告を受け、国においては第3次男女共同参画基本計画では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという目標（「2020年30%」）を掲げ、その達成が急がれているところである。

こうした国内外の取組みは、多様なメディアを通じて伝えられるが、その過程で男女共同参画の趣旨から外れた解釈や内容を含むこともあるため、国際的な視野を持つとともに氾濫する情報から主体的に読み解くメディアリテラシーの向上が求められ、それには人権啓発活動や情報教育を推進し、一人ひとりが主体的に考え家庭や地域で話し合い、自らの意識を見直していくことが必要不可欠となる。

【主な施策】

- 学校教育・生涯学習の基礎ともなる図書館の整備及び図書資料の充実を進め、読書習慣の定着を図る。
- テレビや新聞を含め多様なメディアから発信される情報を読み解き活用できるようにメディアリテラシーの向上を図るとともに、郷土学習・体験学習・交流学习等のふるさと教育を充実し、男女共同参画を推進する主体として理解や実践を深める。
- 地域や村民一人ひとりの情報受発信力を高めると同時に、情報教育等を通じて適切な利用の推進やインターネット被害の防止に努める。
- 国際交流員等を通じ、学校や各種施設等において国際的な視野を育成する活動を推進する。

2. 男女共同参画を推進する家庭・職場・地域の環境づくり

(1) 家庭生活と他の活動との両立支援

男女雇用機会均等法をはじめ法制度の整備など労働環境・就労条件の改善や働く側の意識の変化に伴い、女性が結婚後も就労することはめずらしくなくなり、有配偶者女性の労働力に占める割合は増加してきている一方で、男性配偶者における家事等への参加率が低いことが問題視されている。

親族、非親族にかかわらず生活を共にしている男女の間で「家事、育児、介護は女の努め」というような義務感（伝統的な性別役割規範）に女性が従順な場合においては、家事を率先してする女性の行動自体が、男性にとっての家事参加の制約要因や現状追認となって、男性の家事参加が過小になる場合がある。また、男性もこの性別役割規範を持っていて女性への配慮に欠ける常況である場合において、女性が経済的理由により有償労働に従事するときは、家庭役割と稼得役割を二重に背負う女性にとっての負担感はより強いものとなり得る。

一方、妻が夫以上に収入を得る世帯は少数派である実態を背景として「外で働いて稼ぐのは男の仕事」という性別役割分担は男女の当然の認識となりがちであり、この認識が規範として男性を自らを束縛する結果、長時間労働の増加や家庭役割に従事する機会の減少又は放棄という循環につながることも多い。

「共働き世帯における夫の家事不参加又は無配慮」や「男性の長時間労働及び父親の家庭役割の欠如」というような状況に陥ると、男女共同参画社会の理念や仕事と生活の調和の観点からは望ましいものとはいえず、男女の心理的ストレス要因ともなる。

こうしたことから、個々の家庭においては、家事、育児、介護等の家庭生活における活動について家族一人ひとりが能力及び適性に応じてそれぞれ果たす役割を思いやり、相手方に過重な負担がかからないように配慮することが必要である。また、家庭尊重の精神のもとに、家族相互の理解と協力や社会的な支援を得て、家族を構成する男女一人ひとりにとって家庭生活における活動とともに仕事や地域活動等の社会生活における活動が両立し、社会や地域の一員としての役割も果たすことができる社会の実現が重要な課題である。

【主な施策】

- 妊婦及び乳幼児の健康診査、健康相談・育児相談体制を充実し、妊娠から出産、育児に至るまで安心して過ごし、心身ともにゆとりある子育てができる環境づくりを推進する。
- 妊産婦をはじめ働く母親に対する子育て支援の充実や、家事・子育て・介護に関する講演会・実践講座への男性の参加を積極的に呼びかけ、家事等における男性の意識や能力の向上を支援する取組みを推進する。
- 放課後児童クラブ・一時預かり等を各種サービスの実施のほか、高齢者の就業事業等の仕組みを活用して、子育て世帯を地域全体で支える仕組みづくりを図り、地域における子育て・介護支援のネットワークづくりを促進し、多様な働き方における子育て及び介護支援策を充実する。
- 男性自身の固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制等働き方の見直しや男性の地域生活や家庭生活への参画を進めるための広報啓発活動に努める。

(2) 仕事と生活の調和した就労環境の整備促進

職場においては、雇用や人事異動、賃金、研修等について性別を理由とする差別的な処遇の禁止や、権力関係を背景とした執拗なハラスメント行為による人権侵害の防止・根絶に向けた取組みは重要な課題であり、その上で、個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、男女が心身の健康を保ちながら家庭生活や地域活動への参画等へのゆとりが確保される環境を整備していかなければならない。

特に、職場における女性の健康については、母性が尊重され、妊娠・出産から更年期等のライフステージに対応した適切な健康管理が行われ、働きながら安心して子どもを産むことができ、出産後も継続して働き続けることができる必要がある。

一方、家庭において育児期にある女性や高齢者等を支える男性について、育児・介護休業制度の利用促進や長時間労働の抑制等、仕事と家庭活動の両立ができる環境を整備していく必要がある。

本村においては、複数の職種を兼業した多面的・複合的な就労環境が一般的であるが、こうした多様な就労環境においても、男女のいずれか一方が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがなく、有償・無償にかかわらず労働が正当に評価され、性別によらない公正な処遇や仕事と生活の調和が図られることが重要である。

【主な施策】

- 男女雇用機会均等法や労働関係法令・制度の周知徹底を図り、男女に均等な就労環境の整備に努める。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止や、仕事と子育て・介護等を両立するための諸制度の整備充実等について、事業所や雇用主等への意識啓発に努める。
- 仕事と育児・家事・介護の両立のための環境の整備を図り、労働に関する相談について、関係機関と連携しながら対応する。
- 生産基盤が不安定な農林水産漁業に新規に就労する男女を対象として、定着支援の一環として多面的かつ包括的支援を行い、一次産業における経営の安定化や生活不安の緩和に努める。
- 生活者視点からの起業や地域密着型のコミュニティビジネスの創出に挑戦する男女を全面的に支援する。

(3) 高齢者の社会参画支援及び快適な定住環境の構築

全国的に急速に高齢化が進むなか、知夫村の65歳以上人口はこの10年間で40%を超える水準で推移し、本村の高齢者人口比率は45%（平成23年12月現在）と極めて高く、全国の30年先をいく超高齢社会の人口構造となっている。現在、概ね後期高齢期に属する年齢層（70歳代後半以上）の平均年齢が上昇するにつれて、これまで豊富な知恵と経験で地域を支えてきた元気な高齢者が減少してきている。

男性も女性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していく男女共同参画の視点からは、団塊の世代が定年退職後に迎える前期高齢期（60歳代）の男女を、特にアクティブ・シニア層として捉え、他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として社会参画や地域貢献を果たしながら、いきいきと暮らせる環境づくりを推進していくことが課題な課題である。

集落のなかには居住者がいない家屋などで荒廃している地区もあり、耕作されなくなって荒れた土地なども散見される。新規に定住する男女を迎えて地域の活性化や人口の維持を図るためにも、地区の空き家整備や村営住宅の整備を行い、交通アクセス等の利便性を改善するなど、暮らしやすい快適な住環境・生活環境づくりを推進していく必要がある。

子どもを産み育てる若い世代の定住を受け入れるために、若者や子育て層向けに配慮した住宅整備や支援策を行うことや、日常の移動や災害時の救助等に関連して、障がい者や高齢者等の移動制約を持つ層や男女の特性等に配慮した取組みも重要である。

【主な施策】

- 研修会の開催等により地域リーダーの育成に努める。
- 情報や学習機会の提供を行うとともに、組織間のネットワークづくりを促進する。
- 高齢男女の能力の活用と社会参画の促進を図る。
- 公共の空間や障がい者がよく利用する施設では、車椅子利用者や視覚障がい者などに安全なバリアフリー整備を進めるとともに、障がい者の移動利便の向上を図る。
- 茶話会・趣味の活動・学習会等、地域住民が集える機会を充実し、集会所施設の有効活用を図り、地域におけるふれあいや世代間交流を図る。

3. 男女共同参画を支える男女の心身の健康づくり

(1) 生涯にわたる男女の健康の保持増進

男女の健康づくりについては、健康相談や座談会等が地区集会所ごとに実施されており、役場庁舎に併設されている知夫村保健センター（「いきいきセンター」）を拠点として、毎年の健診をはじめ、食の教室や講演会等を実施している。また、本村では、住民アンケートをもとに健康目標を見直しながら、村を挙げて子どもから年寄りまで男女一人ひとりの健康づくりを推進しているところである。

医療費統計や健診結果からは、その4割が食生活や運動習慣等を原因とする生活習慣病で占め、特に壮年期の男性に健康課題が多くなっている。生活習慣病の発病を抑えるためには早期予防とともに、重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取組みが必要である。

疾患の罹患状況が男女で異なることから、生涯を通じた男女の健康づくりにあたっては、性差に配慮しながら推進していく必要がある。男女が生涯を通じてその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を推進していくことが重要である。

男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」）の尊重にあたっては、女性にとって妊娠や出産により心身の健康に及ぼす影響や負担が大きいことから、男女が身体的・精神的・社会的に良好な状態で安全な性生活を営み、特に「子どもをいつ、何人生む／生まない」にかかる主体としての女性の選択や生き方が尊重され権利として受け入れることが、リプロダクティブ・ライツの保障にとつ

て重要である。そのうえで、子を生むことによる女性の身体的、精神的及び経済的負担をできる限り緩和していくことが重要であり、男性の理解と協力や社会的な支援が必要不可欠である。

リプロダクティブ・ヘルスの観点からは、エイズ／H I V感染症や、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス（H P V）への感染等の性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防対策を推進することが重要な課題である。

薬物の乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因もなり得るため対策の強化が必要である。喫煙や過度の飲酒についても男女の生涯を通じた健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策の徹底や健康被害についての普及啓発を図ることが重要である。

【主な施策】

- 「健康長寿ちぶ21推進計画」の推進や健康目標を達成するため、子どもから働き盛りの年代まで一貫した生活習慣病予防対策を充実し、基本的な生活習慣の確立や健康管理ができる環境づくりを図る。
- 知夫村保健センターの機能強化のために専門スタッフの充実を図り、多様な取り組みを実施して、家庭・地域・学校・職場での健康づくり活動を推進する。
- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関、J F ・ J A ・ 老人会などの団体、区・愛育班・食生活改善推進員などの地区組織との連携を強化し、地域が一体となった効果的な健康づくり運動を推進する。
- 妊婦及び乳幼児の健康診査、健康相談・育児相談を充実し、妊娠から出産、育児に至るまで安心して過ごし、心身ともにゆとりある子育てができる環境づくりを推進する。
- H I V / エイズ予防についての啓発活動を推進する。
- 乳がん・子宮頸がんなど性に特有ながんの早期発見のため、検診の受診促進を図る。
- 薬物の乱用防止をはじめ、受動喫煙防止対策の徹底や健康被害についての普及啓発を図る。

(2) 誰もが安心して心豊かに暮らせる地域生活支援

高齢者や障がい者が安心して日常生活を送るためには、社会や地域の支えが求められている。

高齢者については、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細やかな生活自立支援を展開するとともに、たとえ寝たきりや認知症になっても、長年住み慣れた地域で、家族や友人に囲まれて心豊かに暮らせることが重要である。そのためには、なるべく日常生活圏域である島内で完結し充実した介護サービスが受けられるよう、保健・福祉・医療の連携を一層強化するとともに、地域密着型サービスの環境整備の検討や、家族等の介護する男女を支援する体制づくりを推進し、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めていくことが必要である。

本村における地域福祉の中心的役割を担う知夫村社会福祉協議会（社協）は、知夫村高齢者生活福祉センター（「招福苑」）を拠点として、生活支援ハウス運営委託事業をはじめ在宅福祉を中心としながら、住民主体を旨とした様々なサービスに取り組んでおり、社会福祉法に基づく使命と役割を果たしている。

今後も引き続き、村民の意見や多様なニーズに基づいて、地域と村行政と社協の緊密な連携と協働により、地域福祉計画と地域福祉活動計画の相互補完・補強によって、地域福祉の推進をしていくことが求められている。

障がい者については、地域で自立し安心して日常生活を送るためには、自立支援を目的とした障がい者福祉施策を万全に行う必要がある。一方で、現行の仕組みでは十分に対応しきれない日常生活上の多様な生活課題や、いわゆる「制度の谷間」にあって従来の公的サービスでは対象外となる支援ニーズについては、これまで支え合って生活を営んできた地域コミュニティのなかで共有し、解決に向かうような仕組みづくりをしていくことが、これからの暮らしの安心や住みよい村づくりに向けて重要な課題となる。

各種施設や必要なサービスの充実とともに居住環境の整備や雇用機会の確保等について関係機関と連携を図り、それぞれの障がい者の実情にあった支援を進めていく必要がある。同時に、地域社会との連携を深めるため、啓発活動や交流の機会の拡充に努め、支援のネットワーク化や情報の共有化など相談支援体制の充実を推進することが重要である。

【主な施策】

- 高齢者が自ら生まれ育った知夫村で友人・知人に囲まれて、最期まで知夫で暮らせるようにするため、小規模多機能型居宅介護サービスや地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を検討する。
- 高齢者やその家族が住み慣れた家で安心して暮らせるように、家族会等の育成支援を行い、介護する側を対象とした総合的な相談やきめ細やかな支援を行う拠点機能を整備し、家族や地域による相互扶助活動を充実する。
- 「知夫村障害者基本計画」に基づき、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病（特定疾患）を対象に、総合的な障がい者福祉施策を行う。
- 精神及び知的障がいについては、心の健康づくりの啓発普及を実施し、精神疾患の早期発見と重症化防止を図り、地域の理解のもと地域で障がい者を支え、自立に向けた環境づくりをしていく。
- 障がい者や高齢者等の視点からの福祉マップの作成や災害時の要支援者の認定など、移動制約を持つ層に配慮した取組みを行う。
- 障がい者本人やその支援者が安心して心豊かに地域生活を送れるように相談や専門性の高い助言等きめ細かな個別支援体制を構築していく。

4. 男女共同参画による村づくり

(1) 政策等の立案及び決定過程での男女共同参画の推進

本村における重要な政策課題の1つとして、村民がむらづくりの主体として地域の知恵と力を結集して共通課題をもって、公共・公益的な活動を行う「住民協働社会」の実現があり、第5次知夫村総合振興計画にも掲げているところである。

住民協働社会においては、住民は過度の行政依存から脱却し、身近な地域コミュニティを単位として地域にある資源を有効に活用しながら、地域にとって必要なものは何か、更に必要なサービスを地域としてどのように維持していくべきかを男女ともに自ら考え協力して行動することが求められることから、その実現過程においては男女共同参画の推進が必要不可欠である。

行政は補完的な立場から個人や各種団体が自立して活動しやすい環境づくりに努め、男女一人ひとりや地域組織の自主性・自立性を最大限尊重する必要があり、村民・議会・村行政は、相互理解のもと適切な役割分担でそれぞれの責務を果たすとともに、子育て、環境、教育その他様々な分野や地域活動において連携して村づくりに取り組むことが重要な課題となる。

政策の立案及び決定過程の面では、本村の地方自治法に基づく審議会や委員会における女性委員の割合は、平成21年4月1日現在で12.7%（県内市町村等20.6%）にとどまる一方で、村職員の管理職に占める女性の比率は20.0%（県内市町村12.3%、県5.8%）であり、行政における政策等の立案及び決定に関して責任のある立場において女性が果たす役割は大きい。また、村議会には女性議員はいないが立候補する女性はおり、平成23年4月24日に行われた村議会議員選挙における投票率は男女あわせて91.7%であるなど女性の政治的な関心は高く、村の人口の過半数を占める女性の意見は当然ながら村政運営において無視できないものとなっている。

男女双方の多様な視点や意見が反映された住民協働社会の実現に向けては、委員や役員等の登用にあたり、性別によらず個人の能力や適性を最大限活用をしていくことを重視して、柔軟な対応を図ることが必要である。また、「活力ある住みよい島」に向けて男女共同参画の更なる推進を図るためには、憲法をはじめ男女共同参画基本法が保障する機会の平等を活用していくことが本質的に重要な課題であり、男女ともに政治参加に関する伝統的な性別役割規範や従来 of 慣例に固執せず、特に女性においては、積極的に団体や地域の政治的意思決定過程に参画する主体になってリーダーシップを発揮し、ロールモデルを自らつくっていくことが期待される。

【主な施策】

- 男女がともにむらづくりの主体となる住民協働社会の観点から、村の政策・方針決定過程への女性の参画推進を図り、村政への住民の多様な意見を反映していく。
- 研修会の開催等により地域リーダーの育成に努め、地域の担い手となる男女のチャレンジ支援を推進する。
- 茶話会・趣味の活動・学習会等においても、男女がともに集える機会を充実し、広報等による情報提供を積極的に進める。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における男女の時と場所に応じた振る舞いについての価値観は、個人によって異なり時代と共に変化していくが、地域や家族といった集団のなかで受け継がれ、社会生活を営む上での行為規範として支配的になると、男女の社会的活動の選択に強い影響を与え、男女の多様な生き方を束縛してしまうことがある。男女共同参画社会基本法においては、この影響をできる限り中立なものにするよう配慮することを要請しているが、これは決して男女の区別をなくしたり伝統文化を否定する趣旨ではないとされることに注意しなければならない。

男女共同参画の観点からは、伝統行事の持つ意味と形式のうち、形式面について参画を欲する個人の意思を尊重し、その機会の確保と文化的利益の享受が男女に均等になされることが求められる。先人達が守ってきた文化資源や地域の伝統行事の価値を改めて認識し、保全・継承していくことは地域文化の振興にとって重要な課題である。

その一方で、地域の慣習がそこで暮らす個人の多様な生き方や家族のあり方に及ぼす影響は強いものではあるが、自らのライフスタイルの選択や家族のあり方については、慣習にとらわれずそれぞれ個人の自由な自己決定や家族を構成する男女間の合意が最大限尊重されることが重要である。地域や家庭においては、男女がお互いの特性と個性を認めながらも、性別を理由として個人の意思や行動を不当に取り扱い、差別的処遇につながることはないよう、男女一人ひとりの意識を変えていくことが必要である。

男女が地域や家族の一員としての役割を果たしながら、その自己実現を家族や地域が支え、男女ともに多様な生き方が存在する「活力ある住みよい島」に向けた取組みが求められる。

【施策の方向】

- 男女共同参画社会形成の必要性や理念などの啓発・広報活動を推進する。
- 6月の「男女共同参画推進月間」に、重点的な啓発・広報活動を行う。
- 人権擁護委員、民生児童委員をはじめ、各種団体などと連携して、男女共同参画社会形成への意識の浸透を図る。

第3章 計画の推進

本計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整える。

1. 庁内推進体制の整備

庁内の各課における男女共同参画関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施について総合的な推進を図る。男女共同参画計画の諸施策は、様々な行政分野に広く関わることから、庁内の関係各課との密接な連携が必要である。男女共同参画担当課において、関係各課との連絡調整を図りながら、男女共同参画の視点を組み入れた諸施策を総合的に推進していく。

2. 情報共有及び官民連携

国、県及び近隣自治体との情報の共有及び連携を図り、村内各地区の各種団体や事業所等との連携も推進していく。

3. 住民との協働

男女共同参画社会や住民協働社会の実現は、行政だけではなしえず、村民の理解と協力が必要不可欠である。男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動等により、村民一人ひとりが男女共同参画社会への意義を理解し、その実現に向け積極的に行動していくことが期待される。

○ 参考資料

【主たる用語の解説】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は2010年（平成22年）12月17日に閣議決定されている。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）6月23日法律第78号として、公布・施行された。

島根県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法の制定を受けて、島根県においても男女共同参画社会の推進に向けて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的として、2002年（平成14年）3月26日条例第16号として、公布され、同年4月1日から施行された。

ドメスティック・バイオレンス（DV, Domestic Violence）

法令等で明確に定義された用語ではないが、日本では一般に「夫や恋人など親しい男性から女性への暴力」の意味で使われている。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力ばかりではなく、無視したり罵ったりする精神的暴力、性的行為の強要や避妊に協力しない等の性的暴力、金銭的自由を与えないなどの経済的暴力など、女性の身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンス（DV）に含まれる。

DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取組が求められ、2001（平成13）年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆる「DV防止法」）が成立し、DVは犯罪として認められることになった。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「DV防止法」）

2001（平成13）年4月公布。夫や親しい間柄にある男性から女性に向けられる暴力（「ドメスティック・バイオレンス（DV）」）の防止を目的とする法律。この法律ができたことによって、これまで「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになった。

配偶者（事実婚の関係にある者を含む。）から暴力を受けた場合、被害者は、配偶者暴力相談支援センター、警察、地方裁判所にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができる。

セクシュアル・ハラスメント（「性的嫌がらせ」）

《sexual harrasment》相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目の触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に、職場においては、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることを言う。

なお、男女雇用機会均等法には、セクシュアル・ハラスメントに関して事業主の雇用管理上の配慮義務が規定されている。

世界女性会議

1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催された。

女子差別撤廃条約（「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）

女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締結国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。1979年の第34回国連総会において採択され、日本は1980年に署名、1985年に批准した。2010（平成22）年6月現在で条約の締約国は186か国にのぼる。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

女子差別撤廃委員会（CEDAW）

《Committee on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women》女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため、同条約第17条に基づき設置された委員会。締約国により選ばれた専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討し、提案や勧告等を行う。2009（平成21）年には、第6回報告に対する同委員会の最終見解のなかで、わが国の家族法制についての懸念も指摘されており、婚外子差別規定の廃止や選択的夫婦別氏の採用、再婚禁止期間の短縮等を課題としている。

メディアリテラシー

《media literacy》メディア社会における生きる力として、①メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特徴を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したものの。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。1986（昭和61）年に施行、1997（平成9）年4月に改正され、①募集・採用・配置・昇進などでの女性差別を「努力義務」から「禁止」に、②機会均等調停委員会での紛争調停は、女性労働者など一方の申請だけで受けられる、③企業が行うポジティブアクションに対しては国が援助をする、④職場のセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の配慮義務の規定などが盛りこまれた。

改正育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。1992（平成4）年4月に育児休業法として施行された後、1995（平成7）年5月から介護休業制度が付加された。育児休業に関しては、民間企業の男女労働者が1歳未満の子の養育のために育児休業をとることができること、介護休業に関しては、期間は連続3か月を限度とし、家族が負傷、疾病、障害で要介護状態にある時、その介護のために労働者が休業することを認める制度。事業主は育児休業・介護休業の取得を理由に労働者を解雇することはできないなどが定められている。

その後、2001（平成13）年に法律の一部が改正され、2002（平成14）年4月1日から全面的に施行されることになった。主な改正点には、小学校就学前の子の看護のための休暇（努力義務）、時間外労働の制限、勤務時間の短縮の対象となる子どもの年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げる、などがある。

家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（「性と生殖に関する健康と権利」）

《reproductive health/rights》1994（平成6）年、カイロで開催された国際人口・開発会議において行動計画が採択されたことにより、国際的に認知された。

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツは、それらを国内法、人権に関する国際文書等で認められた人権として位置づける概念。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的な課題には、安全で満ち足りた性生活を営むこと、すべてのカップルと個人が、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを選ぶ自由、安心な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題、不妊対策、安全な避妊・中絶、性感染の予防、患者の人権を尊重した治療の在り方など、生涯を通じた性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

HIV（「ヒト免疫不全ウイルス」）

《Human Immunodeficiency Virus》カビやウイルスなどの病原体からヒトの体を守る、Tリンパ球やマクロファージ等の免疫細胞に感染するウイルス。HIVの感染によって、細胞の中でHIVが増殖し免疫の力が低下して、健康な状態ではかからない弱毒の感染症（日和見感染症）を罹患したり、脳の機能が衰えたり、悪性腫瘍が発生する等様々な病気を発症し、最終的に死に至る。HIV感染症の末期状態をエイズ（AIDS：Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）といい、代表的な23種類の疾患（エイズ指標疾患）の1つが発症した時点でエイズ患者と診断される。

HPV（「ヒトパピローマウイルス」）

《Human Papilloma Virus》子宮頸がんの原因となるウイルス。HPVは一般にありふれたウイルスであり、性交渉の経験がある女性の80%以上が、50歳までに感染を経験するといわれ、特に若い世代の感染率は非常に高く20～30代の若い女性に子宮頸がんが急増している。100種類の型があるHPVのうち、15種類程度ががんを引き起こす可能性がある「高リスク型」と呼ばれ、このうち「16型」と「18型」が子宮頸がんの原因の約65%を占めるといわれる。高リスク型のHPVの感染であっても、ほとんどは一時的なもので症状はなく免疫機構によって数年以内に排除されるが、長い間感染が持続した場合に、その部分の細胞が癌細胞へと進行していくことになる。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。日本では特にこの考え方や意識が根強いとされ、男女ともに生き方の幅がせばめられ、個人の能力を発揮できにくくなっていると指摘される。また、女性の社会進出が進んだ現在においても、子育て環境の社会的整備や家事・育児・介護分担に対する男性の意識改革がなされていないため、仕事と家庭の二重の負担を強いられている女性も少なくない。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。



発 行

編 集

発行年月

知夫村男女共同参画計画

「活力ある住みよい島・知夫村」

島根県隠岐郡知夫村

〒684-0102 島根県隠岐郡知夫村1065

TEL 08514-8-2211 FAX 08514-8-2093

URL <http://www.chibu-vill.com>

知夫村総務課

平成24年3月